

令和 8 年度 自治会関連の補助事業等（概要） 一覧表

補助金等	補助対象内容等	補助率等	担当課
自治会集会所建設等補助金 【様式 1】 ※令和 9 年度以降の計画がある場合は、中段の『自治会集会所の整備計画について【参考】』欄にご記入をお願いします。	① 新築、全面改築、増築：延床面積×建築補助単価(18 万) ※面積は標準適正規模（世帯数×0.68 ㎡）まで。120 ㎡未満の場合は 120 ㎡まで。 ② 建築物を集会所として購入：面積×建築補助単価(18 万) ③ 自治会館の耐震診断（補助単価 3,670 円/㎡×補助率） ※実診断㎡単価の方が低い場合、これを補助単価とします。 ④ 耐震改修(補強)工事（解体、撤去および処分経費を除く） ⑤ 大規模な修繕（建築確認申請を必要とするもの） ⑥ 修繕または模様替え （解体、撤去および処分経費を除く 50 万円を超える部分） ⑦ 附帯設備（空調、厨房）工事 （解体、撤去および処分経費を除く 25 万円を超える部分） ⑧ 高齢者等に配慮した増築または改造 ⑨ 集会所建設用地の取得：補助単価×基準面積 ⑩ 集会所駐車場用地の取得：補助単価×補助対象面積 ⑪ ⑨⑩に係る造成：補助対象面積×補助単価 ⑫ 用地の取得にかかる利子助成 ⑬ 集会所建設および駐車場の用地借地料 ※補助の対象は主となる集会所のみですが、③～⑧は副の集会所も適用します。	①1/2（限度額 2,200 万円） ②1/2（120 ㎡まで） ③1/2 ④1/2（限度額 木造 400 万円、 非木造 500 万円） ⑤1/2（限度額 250 万円） ⑥1/2（限度額 150 万円） ⑦1/2（限度額 100 万円） ⑧1/2（限度額 300 万円） ※世帯数 400 以下の自治会は、 2/3（限度額 400 万円） ⑨8/10（限度額 4,000 万円） ⑩1/2 ⑪建設用地 7/10、駐車場用地 1/2 ⑫借入金の利子相当額 ⑬固定資産税・都市計画税の相当額	市民協働課 TEL582-1148 FAX582-0539
守山市広報掲示板の修繕 【様式 1】	= 補助金ではありません。= 自治会で管理いただく市の掲示板について、必要な修繕内容をお知らせください。	市の予算にて業者へ発注します。	
共同墓地整備事業費補助金 【様式 1】	共同墓地の整地、通路・排水路整備、擁壁・垣整備、各種施設・駐車場整備等に係る測量設計、造成、共用施設整備その他工事に要する経費（ただし、用地の買収および個々の墓所の解体、撤去、移転に要する経費は除きます。）	1/3（限度額 500 万円）	

補助金等	補助対象内容等	補助率等	担当課
近隣景観形成協定推進に関する補助金 【様式１】	協定の締結や運営に係る事業費　　一協定につき一回限り （近隣景観形成協定の締結が前提となります。）	限度額 10 万円	市民協働課
近隣景観形成協定地区修景対策費補助金 【様式１】	修景対策費補助金　　一協定締結地区につき通算 5 年限り （近隣景観形成協定の締結が前提となります。）	1/2 以内 （限度額 12 千円×協定者数）	TEL582-1148 FAX582-0539
L E D 防犯灯設置補助金 【様式 2－1】	L E D 防犯灯の新規設置（修繕および更新は対象外）	1/2（新設柱 限度額 45 千円） （既設柱 限度額 25 千円）	危機管理課 TEL582-1119 FAX583-5066
防犯カメラ設置費用補助金 【様式 2－2】	防犯カメラの新規設置（修繕および更新は対象外）	1/2（新設柱 限度額 120 千円） （既設柱 限度額 100 千円）	
自治会防災施設・設備整備費等補助金 【様式 2－3】	〈別紙ア〉守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金補助率等 〈別紙イ〉守山市自治会防災施設・設備整備費等補助金標準額一覧表　のとお り ※標準価額および標準価額一覧は、今後変更になる可能性があります。		
ごみ集積所整備事業補助金 【様式 3】	①新設 ②修繕 ※固定が不十分なごみ集積所が台風で転倒している事例が多く発生しているため、転倒防止についてご検討をお願いします。	①1/2 限度額 100 千円 ②1/2 限度額 25 千円 ※限度額は、変更する場合があります。	ごみ減量 推進課 （もりやまエコパーク交流 拠点施設内） TEL584-4692 FAX584-4818

補助金等	補助対象内容等	補助率等	担当課
児童遊園整備費等補助金 【様式４－１】	①遊具の設置、更新、修理および撤去 ②設備の整備、更新および修理 ③敷地の造成 ④敷地の購入（100 m ² ～500 m ² ） ※自治会で設置・管理運営される「児童遊園」が対象です。開発に伴い出来た「小公園」ではありません。	①50%上限 50 万、35 万、10 万、20 万 ②50%上限 50 万、35 万、10 万 ③25%または 50% ④50% ※いずれも千円未満切捨	土木管理課 TEL582-1134 FAX582-6947
親と子の広場整備費等補助金 【様式４－１】	①設備の設置、更新および修理 ②敷地の造成 ③敷地の購入（500 m ² ～2,000 m ² ） ※自治会で設置・管理運営される「親と子の広場」が対象です。開発に伴い出来た「小公園」ではありません。	①50%上限 200 万、140 万、40 万 ②25%または 50% ③50% ※いずれも千円未満切捨	
花の街角づくり事業 【様式４－２】	花苗の配布：夏秋用（6 月）と冬春用（10 月）の 2 回	申込上限 2 回の合計（別紙ウ）	
私道舗装整備補助金 【様式５】	生活道路（一般交通の用に供するもの）として使われる私道の舗装	工事施工費の 30 %	道路河川課 TEL582-1157 FAX582-6947
町史等刊行事業費補助金 【様式５】	町史等の刊行 ・印刷製本費が対象	1/3（限度額 50 万円）	文化財 保護課 TEL582-1156 FAX582-9441

補助金等	補助対象内容等	補助率等	担当課
水と緑のふるさとづくり事業 補助金 			